

として支給する場合にあつては、年金として支給する障害給付金の現価相当額と一時金として支給する障害給付金の額とを合算した額が当該老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金の現価相当額を上回らないものであること。

四 遺族給付金の額は、老齢給付金の受給権者となつた者が受給権の取得と同時に死亡した場合においてその者の遺族に支給する遺族給付金の現価相当額（当該遺族給付金の全部又は一部を一時金として支給する場合にあっては、年金として支給する遺族給付金の現価相当額と一時金として支給する遺族給付金の額とを合算した額）が、当該老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金の現価相当額を上回らないものであること。

3 第一項第三号の規定にかわらず、障害給付金の支給によって確定給付企業年金の財政の安定が損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、当該確定給付企業年金の障害給付金の額は、当該確定給付企業年金における障害給付金の給付に要する費用の額の予想額が当該確定給付企業年金における老齢給付金の給付に要する費用の額の予想額の現価をその計算の基準となる日において上回らないこととなる額の範囲内で定めることができる。

4 第一項第四号の規定にかわらず、遺族給付金の支給によって確定給付企業年金の財政の安定が損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、当該確定給付企業年金における遺族給付金の給付に要する費用の額の予想額の現価及び前項の額の改定額の予想額の現価をその計算の基準となる日において上回らないこととなる額の範囲内で定めることができる。

（給付の額の算定方法）

第二十四条 法第三十二条第二項の政令で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

一 加入者期間に応じて定めた額に規約で定める数値を乗ずる方法

二 加入者であつた期間の全部又は一部における給与の額その他これに類するものの平均額又は累計額に、加入者期間に応じて定めた率及び規約で定める数値を乗ずる方法

三 加入者であつた期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき、定額又は給与の額その他の他これに類するものに一定の割合を乗ずる方法により算定したものとの再評価を行い、その累計額を規約で定める数値で除する方法

四 その他厚生労働省令で定める方法

合にあつては、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

一 当該加入者が老齢給付金の受給権者となつたときに支給する老齢給付金の全部又は一部に代えて支給するものであること。

二 当該老齢給付金に保証期間が定められていないこと。

三 当該加入者の選択により当該脱退一時金の全部の支給の繰下げができるものであること。

四 全部の支給の繰下げができるものであること。

における当該超える部分については、支給を停止しないこと。

一 障害給付金の支給期間が終了したときに老齢給付金の支給期間が終了していない場合には、当該障害給付金の支給期間については、支給を停止しないこと。

二 第二十三条第四項の規定は、前項第一号の現価相当額を計算する場合について準用する。

三 第二十三条第四項の規定は、前項第一号の現価相当額を計算する場合について準用する。

四 第二十九条第二項の政令で定める（障害等級）

支給する法第九十一条の十九第三項、第十九十一 条の二十二第三項、第十九十二条の一第一第三項、第 十九十二条の二第二第三項及び第九十二条の一 十三第一項の遺族給付金並びに法第九十二条の 二十一第三項の障害給付金について、第四十条 から第四十八条まで（第四十五条第三項及び第五 四項並びに第四十六条の二を除く。）の規定は 法の規定による連合会の積立金の積立て及びそ の運用について、第五十八条（第三号及び第五 号を除く。）から第六十一条まで、第六十三条 及び第六十四条の規定は連合会の解散及び清算 について、第六十八条、第七十条及び第七十一 条の規定は連合会の財務及び会計について、そ れぞれ準用する。この場合において、次の表の 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。								
第三条 第三十 三条第 九条第 二十 第二十 第三十 三号	第四十七 条 第三十 三条第一 項	九 条 第二十 第二十 一項	第五 条 第二十 六条第 一項	第 三 十三 条 第三十 八条各 号	第 三 十三 条 第三十 八条各 号	第 三 十三 条 第三十 八条各 号	第 三 十三 条 第三十 八条各 号	第六十五 条の六各 号に掲 げる
第九十 一条の二 十 五にお いて準 用す る法第 四十七 条	第九十一 条の二 十 五にお いて準 用す る法第 三十八 条第 一項	第九十 一条の二 十 五にお いて準 用す る法第 三十八 条第 二項	第九十 一条の二 十 五にお いて準 用す る法第 三十八 条第 二項	第九十 一条の二 十 五にお いて準 用す る法第 三十八 条第 二項	第九十 一条の二 十 五にお いて準 用す る法第 三十八 条第 二項	第九十 一条の二 十 五にお いて準 用す る法第 三十八 条第 二項	第九十 一条の二 十 五にお いて準 用す る法第 三十八 条第 二項	第六十五 条の六各 号に掲 げる

附四一八号) この政令は、公布の日から施行する。

附一則 (平成二六年三月一四日政令第七三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。)の施行の日(平成二十七年五月二十九日)から施行する。

附二則 (平成二七年九月三〇日政令第三四二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附三則 (平成二八年一月二九日政令第二七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附一則 (平成二八年六月二十四日政令第二四五号) この政令は、平成二十八年七月一日から施行する。

附二則 (平成二八年一二月一四日政令第三五七五号) (施行期日)

1 この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 次に掲げる事業主(確定給付企業年金法施行令第一條に規定する事業主をいう。以下同じ。)又は基金(同令第五条第一号に規定する基金をいう。以下同じ。)が、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間にこの政令による改正後の確定給付企業年金法施行令(以下

「新令」という。第四十五条第一項の基本方針を作成し、又は変更しようとするときは、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

る基金については、同条の規定は、この政令の施行の日（同項において「施行日」という。）以後行われる代議員の選定から適用する。

一	この政令の施行の際現に規約型企業年金（確定給付企業年金法施行令第二十条第一項に規定する規約型企業年金をいい、新令第四十五条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除く。以下同じ。）を実施している事業主	二	この政令の施行前に確定給付企業年金法（以下「法」という。）第三条第一項第一号の規約の承認又は法第六条第一項の規約の変更の申請をし、この政令の施行後にこれらの承認を受けて規約型企業年金を実施する事業主（前号に掲げる事業主を除く。）
三	この政令の施行の際現に存する基金	四	この政令の施行前に法第三条第一項第二号の基金の設立の認可の申請があり、この政令の施行後に当該認可を受けて成立する基金
		附 則（平成二十九年一月二七日政令第二九二号）	附 則（平成二十九年一月二七日政令第二九二号）
		（施行期日）	（施行期日）
1	この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。（厚生労働省令への委任）	第一 条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一 条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。（施行期日）
2	この政令の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。	二 附 則（令和二年七月八日政令第二一九号）抄	二 附 則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄
附 則（令和二年七月八日政令第二一九号）抄	この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。	（施行期日）	（施行期日）
附 則（令和二年九月一六日政令第二一九二号）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1	この政令は、令和二年十月一日から施行する。	第一 条 この政令は、令和四年五月一日から施行する。（施行期日）	第一 条 この政令は、令和四年五月一日から施行する。（施行期日）
2	事業主において選定する代議員の定数に関する経過措置	二 附 則（令和五年一〇月六日政令第三〇〇号）	二 附 則（令和五年一〇月六日政令第三〇〇号）
	この政令の施行の際現に存するこの政令による改正後の確定給付企業年金法施行令（次項において「新令」という。）第十条の二に規定する。	この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。	この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。（施行期日）